

令和8年 富士見町 規則

第 15 号

職員の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

職員の営利企業等の従事制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条第1項の規定に基づき、職員の営利企業等の従事制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(制限される地位)

第2条 法第38条第1項の規定に基づき地方公共団体が定める地位とは、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の顧問、相談役、評議員その他これらに準ずる職をいう。

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。)から法第38条第1項の規定に基づく許可の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができる。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- (2) 職員の職務と活動先の団体等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合

- (3) 職員の身分上ふさわしくない性質をもつ場合

(許可の申請)

第4条 法第38条第1項の規定による許可を受けようとする職員は、営利企業等従事許可申請書(別記様式)を任命権者に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第5条 任命権者は、第3条の規定により許可をした後において、事業の変更その他の事由により同条の基準に反すると認められる場合には、その許可を取り消すものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

営利企業等従事許可申請書

年 月 日

富士見町長 様

所 属 _____

氏 名 _____

営利企業等の従事について許可を受けたいので、職員の営利企業等の従事制限に関する規則第4条の規定より、下記のとおり申請します。

営利企業等の名称		
所在地		
業務内容		
従事態様・役職	常勤・非常勤	(役職名)
報酬	有・無	円
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
従事する日・時間	※曜日により時間が異なる場合はそれぞれ記入してください。	
所属長の意見	<input type="checkbox"/> 当該営利企業等に従事することにより、職務の遂行に支障を及ぼすおそれはない。 <input type="checkbox"/> 当該営利企業等との間に、密接な利害関係はない。 年 月 日 (職・氏名)	